

石岡市農業継続応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の「経営継続補助金」「高収益作物次期作支援交付金」「肥育牛経営等緊急支援特別対策事業」「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業」のいずれかの交付決定を受けた農業者の皆様を支援するため、農業継続応援給付金を交付します。

給付金額

上限

20万円



補助対象経費から国の助成額を差し引いた額となります。

※給付金の交付は、1経営体1回限りです。

受付期間

令和2年9月14日（月）～令和3年2月26日（金）まで

※令和3年2月26日（金）当日消印有効

※予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

交付対象者

- 石岡市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人等
- 申請時において、市内で農林漁業を営み、かつ、農林漁業を継続していく意思があること
- 市税を滞納していないこと
- 国の「経営継続補助金」「高収益作物次期作支援交付金」「肥育牛経営等緊急支援特別対策事業」「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業」のいずれかの交付を受けていること
- 他市区町村において、同様の補助を受けていないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持たない者

申請方法

郵送又は窓口申請 ※新型コロナウイルス感染症対策のため郵送申請にご協力をお願いいたします。

【宛先】

〒315-0195 石岡市柿岡5680番地1 石岡市役所 農政課 宛

[ホームページ](#)からダウンロードしてください。

申請書は、八郷総合支所（農政課）・JAやさと・JA新ひたち野でも受け取れます。



申請書

申請先及び お問合せ先

〒315-0195 石岡市柿岡5680番地1 石岡市役所経済部農政課
TEL：0299-43-1111（代表） FAX：0299-43-6384